

『海外事情研究』第49巻抜刷

2022年3月発刊

<報告>

フランスにとっての憲法とその改革—日本との比較

新 井 誠

熊本学園大学付属

海 外 事 情 研 究 所

<報 告>

フランスにとっての憲法とその改革—日本との比較

新 井 誠

本稿は、2019年（令和元年）11月30日（土）に実施された熊本学園大学附属海外事情研究所主催の2019年度第2回研究会において、筆者が行った研究報告「フランスにとっての憲法とその改革—日本との比較」で触れた内容につき、当日のレジュメや録音された報告内容に基づいて概ね再現したものである¹⁾。

当日の同研究会の参加者として熊本学園大学の学生が多いことが事前に予測されたため、本報告では、日仏の憲法改革に関する詳細かつ最新の専門的検証をするのではなく、より概括的な議論を聴者に向けて紹介することにした。また、当日のライブ感を再現するため、本稿の執筆にあたっては「です、ます調」の表現方法を用いた（なお、上述の講演は完全な口語調であることから、録音された音源をそのまま逐語的に文字化するだけでは十分ではなく、本稿は文脈を重視しリライトしている）。以上のような諸要素を踏まえ、本稿は「論文」としてではなく、「その他（報告）」の一環として本論集に掲載させていただくこととした。参考文献（脚注）の提示も必要最小限度とさせていただくことをご了承いただきたい。

上記研究会の報告者としてお招きいただき、その実施にご尽力いただいた向井洋子教授、森口千弘准教授をはじめとする熊本学園大学附属海外事情研究所の皆様へ感謝申し上げます。

1. はじめに

簡単に私の自己紹介から始めます。私は憲法学の研究をしておりますが、なかでも議会に関する問題や、自由と安全の調整の問題などに取り組んでおります。憲法学者

1) 本報告（とそれを実施するにあたって作成したレジュメ）は、これまで報告者が担当したいくつかの講演（新井誠「（講演）フランスと憲法—日本との比較—」広島日仏協会主催フランス文化講演会（2016年11月5日）、同「（講演）これからの憲法論議のあり方—権力の統制と憲法の規範力—」自治労広島県本部自治体議員連合会議および研修会（2019年8月8日））等の内容の一部を再構成し、さらに加筆・修正したものであることをご了承いただきたい。

は、一般的にどこかの国に準拠して研究する場合が多く、私はその中でもフランスを対象としております。今日は、憲法の改革をめぐる日仏比較についてお話ししますが、前提として、日本はフランス憲法から何を学べるのか、ということが問題となります。これには次のような視点が重要となります。

まずは、日本における西洋法研究の意義として、日本の近代化におけるマイル・ストーン（道標）としての役割があったといえる点です。日本の場合、海外からいろいろと学ぶことが大方ですが、特に明治期に入ってから、西洋に追いつけ追い越せと、ヨーロッパから学ぼうとすることが多かったかと思えます。特に戦前はドイツやフランスに学び、戦後はそこにアメリカなどが加わります。このように海外の情報を取り入れ、日本における制度形成や法解釈に役立てることが行われます。

では、そのなかでフランスはどうであったのか。これには、フランスへの漠然とした憧憬もあったように思いますが、具体的には、人権宣言の登場や革命による国民主権の確立と近代化といった歴史的経過を契機として、それらを学ぶ意義をフランスに見出したように思います。また、現代的視点からすると、フランスは憲法改革のありようを見るために適切な面もあります。フランスでは革命以降、政治体制の変転や憲法改正を繰り返し経験しており、「憲法の実験室」としての面があります。これはよいことばかりなのかどうかという点があるかと思いますが、ひとつの比較対象としての意義があるといえるでしょう。

ここには、以下の話をよくご存じの方もいると思いますが、本日の聴者には学生が多いこともありますので、まずは憲法とは何かという話から進むことにしましょう。

2. 「憲法」とはいかなる特質のある法か？

すでに授業で聞いたことがある方もあろうかと思いますが、ここではまず、(1) 国の基本的制度のあり方を定める基礎法としての意味を説明いたします。フランス語で「憲法」とは“*Constitution*”と表します。これは英語も同じです。“*constitution*”の元々の意味には、構成、編成、設立、体質、などがあるかと思えます。これを国家について語ろうとすると、まさに国の構成や国の制度といった意味合いを指し、憲法とは、国の基本的な構成を示している法だということが一般的に言われます²⁾。

他方で、(2) 権利保障・権力分立といった「自由主義」的価値の基礎法としての意味もごさいます。フランス人権宣言 (*DÉCLARATION DES DROITS DE L'HOMME ET DU CITOYEN DE 1789*) 16条は、「権利の保障が確保されず、権力の分立が定

2) たとえば、辻村みよ子『憲法(第7版)』(日本評論社、2021年)7頁。

められていないすべての社会は、憲法をもたない³⁾」(Toute Société dans laquelle la garantie des Droits n'est pas assurée, ni la séparation des Pouvoirs déterminée, n'a point de Constitution.)と定めております。これは読んでいただくとお判りかと思いますが、「憲法」は、「憲法」という名前のついた法典であれば何でも憲法になるわけではなく、何らかの中身を伴っていなければならず、先に見た国の制度に係る記載の他、権力分立や人の権利が適切に保障されていなければ憲法とはいえないということをいっております。つまり、一定の自由主義的な価値を含めているのです。

3. フランス第5共和制憲法（1958年憲法）の特徴

以上のことを踏まえつつ、フランスの話を進めてまいりましょう。これもまた教科書的な記述にはなろうかと思いますが、お付き合いください。

(1) 「共和制」をコンセンサスとする政治体制

フランスは現在、第5共和制憲法が1958年から機能しております。2008年には憲法の大幅改正ありましたが、基本的にはこの第5共和制憲法体制が続いております。共和制とは、人々が一定の公共の意識を持ちつつ、国民主権的な価値と基本的な自由・権利の保障といった価値を持って国を進めていこうとする体制とここでは仮にしておきましょう。それを支えるのが、人権宣言（1789年）や第3共和制（1875年）以降の憲法的文書であり、その重要性が再確認されております。日本の憲法とほぼ同じ時期に制定された1946年の第4共和制憲法も、それらに基づく諸原則を非常に重視しています。もっとも、同じ共和制でも、その具体的中身には時期によって違いが見られます。では、現在のフランス憲法第5共和制憲法は、どのような特徴を持っているのでしょうか。

(2) 大統領制とその周辺

まずは「強い大統領」を支える憲法体制である点です。なぜそのようになったのかというと、その前の第4共和制（1946年）憲法までが議会の強い体制であったことにより不安定な国家運営が続いていたとされたからです。そこで、第5共和制の下で初代大統領となるド・ゴールのイニシアティブで、国の裁定者としての強い権限をもつ大統領制を構築しようとなりました。当時のフランスの国民的英雄だったド・ゴールがその基盤を作ったこととなります。

3) 邦訳は、初宿正典・辻村みよ子編『新解説 世界憲法集（第5版）』（三省堂、2020年）248頁（辻村担当）。

もつとも、大統領制システムにもいろいろな形がございます。日本やイギリスの場合、行政（執政）のトップは（議会から選ばれた）「首相」が就く議院内閣制です。他方でアメリカの場合、行政（執政）のトップは各州の選挙人による間接選挙（実質的には直接選挙的ですが）により選ばれた「大統領」となります。ドイツの場合、大統領もいますが、それは名目的で、実質的なトップは「首相」です。これに対して、フランスの場合、大統領が国民から直接選出され、首相が国民議会（下院）の与党から大統領によって任命されるように、執政あるいは行政に関する府のトップに大統領と首相が同時に存在するシステムを採っております。こうしたフランスのような「大統領」と「首相」の二頭体制を半大統領制（大統領制的議院内閣制）ともいいます。

(3) 国会

以上の強い大統領制のもとで採用されたのが、議会権限を相対的に弱体化させた「弱い議会制」です。こうした現象は、例えば、かつての強い「議院自律権」との対比で、「合理化された議院制」といった表現で示されます。その後、大規模な憲法改正（2008年）によって議会復権の兆しも見られました。

ところで、フランスは両院制を採用していますが、「議事堂」に関しては日本との大きな違いがございます。日本では、衆議院も参議院も「国会議事堂」に所在しております。ところがフランスでは、両院が別の建物で、離れた場所に所在しております。まず国民議会（Assemblée Nationale）〈下院、日本の衆議院に相当〉は、コンコルド広場からセヌ川を渡った正面にある、ブルボン宮殿（Palais Bourbon）に入っております。他方で元老院（Sénat）〈上院、日本の参議院に相当〉は、パンテオン近くの、リュクサンブール宮殿（Palais du Luxembourg）に入っております。これらの間には物理的な距離があることで、お互いの独立性がより確保される面もあるように思います。日本の場合、議事堂の左右に対称的に存在していることから、より近い関係があるようにも感じます。

両院制に関する日本との違いは、議員の組織方法や代表性の面でもございます。特にその代表としての性格は違いが顕著です。日本では、衆参両議院とも「全国民の代表」（憲法43条）としての性格が付与されます。これに対して、フランスの場合、特に元老院は「地方公共団体の代表」としての性格が第5共和制憲法24条4項で保障されております。そして、元老院議員の選出には、地方議会議員を中心とする投票者によって選ばれる間接民主制が採られております。

(4) 政府・議会関係

上記の（弱い）議会との関係では、政府による議会運営イニシアティブ（特に2008年以前）が非常に強いということだけを挙げておきましょう。

(5) 裁判権

裁判権も特徴的なところがあります。日本の裁判システムは皆さんご存じかと思いますが、民事裁判、刑事裁判、さらに行政に関する裁判などが、全て通常の裁判所の体系の中に一元化されております。最上位に最高裁判所があり、その下に高等裁判所がありといった具合です（例外的な裁判権もありますが）。これに対してフランスの場合には、民事事件・刑事事件は「司法権」に基づく裁判、行政事件は「行政権」に基づく裁判といった具合になります。

さらに主に国会の定める「法律」につき「憲法に違反する」と宣言する権限である違憲審査権は、日本の場合、憲法 81 条に「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。」と規定されており、最高裁の他、下級裁判所もまたその権限を行使します。これに対してフランスの場合、司法権とは独立した機関であり「憲法院（Le Conseil Constitutionnel）」（1958 年憲法により創設）による違憲審査制が採られております（これは憲法評議会などと翻訳される場合もあります）。

憲法院は、司法権とは独立した機関となります。これはもともと政治機関として置かれました。日本の裁判所における違憲審査制の場合、法律が制定された後、実施にその法律が適用される場合に、個別の裁判のなかで当該法律が違憲であるか否かが議論されることとなります。これに対してフランスの場合、当初、国会が法律を可決した後それを公布・施行する前の段階で、憲法上の問題があるのではないかと疑念が示された場合に、大統領や国会議員などが憲法院に審査を付託し、それに対する結論を出すシステムとなっておりました。つまり、国民への適用前に審査を終えるシステムであったわけです。現在は少し状況が異なりますので、追って少し説明します。

(6) 人権保障

次に人権保障を見てみましょう。フランスは「憲法典」に人権規定をほとんど持たないにもかかわらず「人権の母国」だと言われます。では人権保障はどのようになされているのか。これについては、1789 年人権宣言や 1946 年憲法前文などに定められた人権に関する文章の存在が大きな役割を占めております。その他に、議会が定めた人々の自由に関する諸法律があり、例えば「プレスに関する 1881 年法律」などの存在が重要となります。

ところで、アメリカや日本では、裁判所による違憲審査システム人権保障の砦としての役割を持ってきました。これに対してフランスの場合、歴史的には違憲立法審査権が発達してきませんでした。その理由は、法律とは、国民を代表する議会が定めるものであり「国民の一般意思（la volonté générale）」を体現するものであるという確信が長いこと見られたからです。これに対して、先述した憲法裁判所的機能を持つ

「憲法院」が登場すると、その人権保障機能としての役割が目立つようになりました。特にそれは1970年代からの活性化が重要ですが、さらに2008年憲法改正による審査対象の拡大の影響もあるでしょう。この後者については、事前的抽象審査に加えた事後的審査制度（QPC [Question prioritaire de constitutionnalité]）が導入されたことの意味が大きいといえます。この制度の導入は、法律施行後も当該法律の違憲審査をする可能性を大幅に拡大したのです。

以上、きわめて簡単にフランスの統治機構や人権保障システムを確認してきました。では、フランスで近年問題となる憲法問題にはどのようなものがあるのでしょうか。以下、いくつかの観点からご紹介いたします。

4. フランスにおける近年の（憲法）問題—伝統的な共和国原理との相克

以上のうち、特に大きな緊張関係があるのは、フランスにおける移民などの受け入れから生じる、伝統的な共和国原理と彼らが信仰する宗教などとの対立です。

(1) 亡命・移民

フランスでは、亡命や移民の受け入れを長い間多く受け付けてきた歴史があります。そうしたなかで、非合法移民の数もまた拡大しており、そうしたなかで選択的移民の受け入れ（国籍付与）とともに、フランス社会への統合を目指す動きがありました。

(2) ムスリムとライシテ (laïcité)

こうしたなか、宗教をめぐる問題がひとつの重要な論点となります。フランス第5共和制憲法1条1項前段は「フランスは、不可分の、非宗教的、民主的かつ社会的な共和国である⁴⁾。」(La France est une République indivisible, laïque, démocratique et sociale.)と定めています。では、この「laïque (非宗教的)」とは何を指すのでしょうか。これは歴史的には、カトリックと政治権力との関係を規範化すべく設けられた共和国原理（世俗主義と政教分離）が大きく関係します。フランスの場合、公共の場で宗教的なものの存在を積極的には承認しない姿勢です。たとえば、ムスリムが公共の場（たとえば学校）でスカーフ等を身につけて顔などを隠すことに対して、(上記のlaïqueの名詞形である)「ライシテ (laïcité)」を理由とするブルカ禁止法の制定(2010年)がありました⁵⁾。ただし、これはライシテを理由にするものの、実際には治安対

4) 初宿・辻村編・前掲注(3) 224頁(辻村担当)。

5) こうしたブルカの禁止については、たとえば、中島宏「フランスにおけるブルカ・スカーフ・

策的な意味合いを含むとされたり、特定宗教を狙って取り締まるように思われたりすることもあり、信教の自由の侵害やムスリム差別との関係が議論されます。こうした問題は、日本でも日本国憲法 20 条 1 項、3 項、89 条との関係が生じます。

(3) テロリズムと「自由と安全」

以上の宗教問題とも大きく関係しているのが、テロリズムと「自由と安全」をめぐる問題です。フランスではイスラム教にかかわる風刺画を掲載した雑誌をめぐるそれに対する制裁的な攻撃が加えられたのではないかとされたシャルリー・エブド事件（2015 年 1 月）のほか、パリ同時多発テロ（同年 11 月）やニース・トラックテロ（2016 年）7 月が起きました。これら近年のテロの特徴には、移民、宗教、ローンウルフ等の存在が大きくかかわっております。

このようなテロの出現に対してフランスでは、緊急事態法制強化のための憲法改正なども行われようとしたことが、それは頓挫しました⁶⁾。なおフランスでは「大統領非常権限（憲法 16 条 1 項）、「戒厳令（合囲状態）」（憲法 36 条）、「緊急状態」（1955 年法律）の 3 種の緊急事態法制が存在しており、それらは憲法上の緊急事態規定のない日本との差が大きいところです。

(4) 「黄色いベスト（Gilets jaunes）」運動

さらに、近年なグローバリズムから生じる弊害や、中央と地方との間の分断を契機とした、地方発信の抵抗運動も大きなうねりをみせております。燃料税値上げをめぐる抵抗運動である「黄色いベスト運動」は、地方を中心とする低所得者の切り捨てではないかという疑念から、フランス全土で、2018 年 11 月から週末土曜日に激しいデモ活動が実施されてまいりました。

フランスではそもそも「デモ（manifestations）」の伝統があり、それは道路の民主主義であるとか、往来の自由といった観念により正当化されることとなります。そのようななかで「デモ実行時における公的秩序維持の強化・確保に関する法律（Loi visant à renforcer et garantir le maintien de l'ordre public lors des manifestations）」案が議会に提出され（2018 年 6 月 14 日）、可決されました（2019 年 3 月 12 日）。これに対しては憲法上の疑念が示されたことから、憲法院への審査付託がなされました。これに対して憲法院 2019 年 4 月 4 日判決は、それを一部違憲（法 3 条に定める

ブルキニ規制に関する一考察」浦田一郎先生古稀記念『憲法の思想と発展』（信山社、2017 年）361頁を参照。

6) このことに関する、筆者自身の分析として、新井誠「フランスにおけるテロ対策法制とその変容」大沢秀介・新井誠・横大道聡編『変容するテロリズムと法—各国における〈自由と安全〉法制の動向』（弘文堂、2017年）103頁。

特定者のデモ参加禁止は、集団による思想や意見表明の自由 (*le droit d'expression collective des idées et des opinions*) の保障に抵触する) との結論を示しました⁷⁾。この一部違憲以外の部分は、2019年4月10日に制定、翌11日に公布されましたが、そこでは特に「覆面」によるデモ参加の禁止等が問題となりました。

5. フランスにおける憲法改革

以上では、近年のフランスに見られた憲法問題を簡単に観察してまいりました。ここからは、フランスにおける憲法改革について見ていきましょう。

(1) 「憲法の実験室」としてのフランス

日本では明治以降、ヨーロッパの政治体制を模範とした憲法典を制定しておりますが、この130年の間で2度制定されております。まず大日本帝国憲法(明治憲法)は、1889年(明治22年)2月11日に公布、1890年(明治23年)11月29日に施行されております。日本は、日本国憲法施行の前日までこの憲法典の下で政治が運用されてきましたが、その途中で改正はありません。また日本国憲法は、1946年(昭和21年)11月3日に公布、1947年(昭和22年)5月3日に施行され、現在に至りますが、こちらも途中で改正はありません。

これに対してフランスの場合、「憲法の実験室」ともいえそうなくらい、これまでに様々な憲法典の出現を経験してきております。それらを並べると、革命後初期の共和制においては、第1共和政(1791年憲法、1793年憲法〔ジャコバン憲法・幻の憲法〕)、共和暦3年憲法(1795年)、共和暦8年憲法(1799年)などと続きます。その後、第1帝政(1804年)、復古王政(1814年)、7月王政(1830年)、第2共和政(1848年)それに第2帝政(1852年)といったふうに帝政、王政、共和政を経験します。その後、さらに共和政体の憲法体制が続くこととなりますが、3つの憲法的法律からなる第3共和制(1875年)期を経て、第4共和制憲法(1946年)、第5共和制憲法(1958年)と続き、現在に至ります。

(2) 憲法制定による制度変化の例—両院制の視点から

では、憲法改正により、具体的にはどのような制度転換が見られるのか。この点について特に両院制のあり方の変遷をモチーフに見てまいりましょう⁸⁾。フランスの場

7) Décision n° 2019-780 DC du 4 avril 2019 (<https://www.conseil-constitutionnel.fr/decision/2019/2019780DC.htm>) [2021年10月29日最終閲覧]。

8) 本稿筆者による概観として、新井誠「フランス憲法における両院制」比較憲法学研究18・19号(2007年)29頁以下参照。

合、フランス革命後の当初から、議会をめぐる一院制論と両院制論とが対立してまいりました。1789年制憲議会における議論を見ると、審議の慎重さ・熟慮を求める両院制論と、不可分・単一の国民主権のもとでの立法府を求める一院制論との対立があり、1791年・1793年憲法では一院制が採用されるものの、それに対する反発もありました。その後、これらの時代に一院制の下で政治が暴走したことの反省も踏まえてか、典型的なものではないものの、1795年憲法では両院制が採用されています。

その後、時間を経て、第3共和制以降は、基本的に両院制が採用されるものの、それらは各時代で特徴のあるものでした。まず第3共和制では上院として共和国元老院が置かれました。こうした設置は、ある意味、共和制伝統と議会政伝統との融合であり、また「抑制と均衡」の手段としての院でもあります。またその後の第4・第5共和制にも通じる、地方公共団体の代表として、地域の代表により構成される選挙人団による間接選挙を導入する上院といった特徴が見られます。

他方で、第3共和制では、「平等な両院制（un bicamérisme égalitaire）」に対する不評も見られたことから、続く第4共和制下の上院である共和国評議会については第3共和制とは異なる位置づけに置かれます。すなわち第3共和制の経験から生じた元老院嫌悪（*sénatophobie*）を理由として、憲法制定会議では一院制採用の方針（1945年10月）が示されるものの、国民投票での否決（1946年5月）されたことから、その後妥協の産物としての「共和国評議会」が登場しました。この上院には諮問的性格があり、相当程度、下院優位の両院制であったようです。そのような状況のなかで第5共和制の上院である元老院は、第3、第4共和制の中間形態としての位置づけにあるとされます。また、上院は、ド・ゴールの期待もあり、もともと「保守」の院としての性格を持たせることが意図されておりました。しかし、ド・ゴールと元老院との間にはその後、対立が見られ、ド・ゴールは、元老院を諮問機関化するための憲法改正国民投票を実施しましたが、結果的にそれが否決（1969年）されました。

（3）現代フランスにおける「憲法典」改正

では、フランスでは憲法典全体の改正が多だけであるのかということではなく、ひとつの体制下における憲法改正も多く見られます。現在の第5共和制下では1958年から2008年までの憲法改正の回数は24回ありました。その例としては、大統領の直接選挙制導入（1962年）、憲法院の提訴権者拡充（1974年）、（1992年）、マーストリヒト条約批准のための改正（1992年）、男女平等促進（1999年）、大統領の任期縮減（2000年）、地方分権（2003年）、死刑廃止（2007年）、憲法大改正（2008年）などが挙げられます。

(4) フランスにおける憲法改正に関する意識

こうして見ると日本の場合と大きく違うのがよくわかります。そこで、これまたしばしば語られることでありますが、外国が数多く憲法改正を行っているのに対して日本は少ないから憲法改正をすべきだということがあります。しかし、そこには憲法改正をめぐるイメージというか考え方の違いが根底にあるように思います。

この点フランスでは、「共和国原理」等自体を不変とする国民的コンセンサスがあるように感じます。フランスにおける憲法改正の限界をめぐる考え方は、一般的に「憲法典」改正無限界説と考えられており、日本における通説の見解である「憲法改正限界説」との違いがあります。しかし、フランスでは共和政体自体を止めるという選択肢を現実的に採ろうとする場合が少ないように思います。

他方でフランスでは、日本国憲法を社会学的に研究するフランス人のサルブラン・シモン氏によれば、「憲法典」に関する「カリスマ性の欠如」ということがいわれたりもしています⁹⁾。たしかにフランスでは、共和国原理の基盤としての「人権宣言」が今でも憲法的意味のある文書として考えられる一方で、憲法典自体が直し易すぎる点が批判の対象となるようです。また2005年に新たに環境憲章を制定しようとした際、こうした新たな憲章の制定を昔ながらの人権宣言などと同列に扱ってよいのかといった問題も登場したようです。この視点から、上記サルブラン氏は、逆に日本国憲法にカリスマ性があると指摘するわけです。

6. 日本における憲法改革

以上ではフランスの憲法改革に関する状況やその特徴を簡単に見てまいりました。これを受けながら、日本ではどのように考えることができるでしょうか。以下では日本での「憲法改革」の話をし、今回の話題につなげられれば幸いです。

(1) 「憲法」をめぐる理解の多義性

憲法の改革といえば、それは「憲法典」の改正であるという話が出てくる場合が多いように思います。しかし、憲法の意味は多義的であり、「憲法典」そのものを指すのか、それとも「実質的な意味での憲法」を指すのかという議論もあります。後者の場合、日本における人権や統治の原理を支えている様々な規範を含めて、全体として憲法的規範を形成しているのではないのかといった話に繋がります。

9) シモン・サルブラン「日本国憲法のカリスマ的性質」慶應法学29号（2014年）295頁。

(2) 日本に「憲法」改革はなかったのか？—平成期を振り返る

そのような意味から考えると、日本では戦後、本当に「憲法」改革がなかったのかと問うてみることもできます¹⁰⁾。この点、平成期だけを振り返っても、様々な実質的意味での憲法規範の改定が見られたということもできるのではないのでしょうか。

まず、平成期の統治機構関連改革を列举すると、①「政治改革」関連四法（1994〔平成6〕年）、②地方制度改革による機関委任事務制度の廃止（1999〔平成11〕年）、③「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」の成立（2004年〔平成16〕年5月）による裁判員制度の制度開始〔2009〔平成21〕年5月〕）、④「憲法改正手続に関する法律」の成立（2007年〔平成19〕年5月）、⑤集团的自衛権行使に係る憲法解釈変更を行った閣議決定（2014〔平成26〕年7月）に続く安全保障関連法の成立（2015〔平成27〕年9月）、などが注目されます。こうしたもののうち、選挙制度の大改革も特徴的です。衆議院議員選挙における中選挙区制から小選挙区比例代表並立制への選出方法の変更は、代表選出の意味自体を変える政党政治にとっての大変革ですが、これも憲法改正を経ずに通常の法律（公職選挙法）の改正により行われました。

また、平成期の人権保障関連改革を列举すると、①家族・婚姻をめぐる人権判例・立法とともに、非嫡出子の相続分をめぐる最高裁大法廷決定（最大決平成25年9月4日民集65巻7号163頁）や女性の再婚禁止期間をめぐる最高裁大法廷判決（最大判平成27年12月16日民集69巻8号2427頁）が登場しました。さらに改正民法成立（2016〔平成28〕年6月）により、今後、男女の婚姻年齢が統一化されたりすることになっております。その他、②性別をめぐる人権判例や法改正も顕著です。例として、労働者災害補償保険法（とその関連規則）に見る男女の「顔」の傷をめぐる補償額設定の大きな差について京都地裁（京都地判平成22年5月27日判時2093号72頁）が違憲判断をし、これが確定した事例もありました。さらに、③選挙権をめぐる人権判例や法改正のほか、④日常に関わる規制立法として、クローン規制法、ストーカー規制法、それにヘイトスピーチ規制法等々が定められていることも注目できます。

(3) 日本の「憲法典改正」論議

以上のような実質的意味での憲法改革が実施されている中でも、やはり「憲法典」の改正論議もされております。では、そうした議論には、いかなる特徴があるのか振り返ってみたいと思います。これは、私の見立てであり、違う考え方を持たれる方もあろうかと思いますが、私は、日本の憲法改正論議には、大きく分けてふたつの側面があるのではないかと考えております。

10) 憲法典の改正ではなく、法律の制定・改正による憲法秩序の変化を「憲法改革」と呼ぶものとして、大石眞『統治機構の憲法構想』（法律文化社、2016年）49頁以下参照。

それは第1に、①純理論的意味での改憲論です。それをさらに分解すると、歴史的経過から見る場合と機能的視点から見る場合とに区別されます。

歴史的経過から見た場合に日本国憲法自体は、20世紀初頭の憲法潮流を受けたものであることがよく指摘されます。そうであるからこそ、その後の時代変化の中で、「新しい人権」等への対応が必要であるとか、長年の運用のなかで見られた「憲法」からの乖離現象があるとか、などを理由とした現代的な憲法規定の追加を求める議論が登場します（たとえば、プライバシー権などは現在、憲法13条で保障されると一般的には理解されるわけですが、憲法にはプライバシーという言葉はどこにもなく、いわば新しい人権として無名のまま引き入れられたという側面があるわけです）。

また、機能的視点から見た場合に、例えば、シビリアン・コントロール（文民統制）のさらなる確保の議論がございます。つまり、自衛隊をめぐる合憲・違憲論議の問題点のひとつとして、自衛隊を違憲とする立場を採る場合、その先の自衛隊統制をめぐる議論が「違憲」論を前に止まってしまう可能性があるのです。（自衛隊を合憲と捉えつつ）具体的な統制原理を憲法に書き込むべきだとする議論です。また、日本国憲法には選挙事項をめぐる憲法規律が十分備わっているのかといった問題もあります。日本国憲法には、憲法による具体的規律として、憲法45条（衆議院議員の任期）、46条（参議院議員の任期）、15条（成年による普通選挙の保障）などがある一方、具体的な制度設計を国会に依存する選挙事項法定主義（憲法43条2項〔両議院の議員定数〕、44条〔議員及び選挙人の資格〕、47条〔選挙区や投票方法その他の「選挙に関する事項」の法定主義〕）に関する規定も多く、選挙に関する憲法的規律が弱いのではないかと議論がございませう。

日本の憲法改正を求める声としては、もうひとつ、②レジーム（体制）の転換を目的とする改憲論があります。これは、戦後体制からの転換を図ることを目的とするもので、おそらく「内容」よりも「変えること」自体を目的とする議論に近づくように思います。例えばこれは、日本の戦後憲法体制は本当の意味で国民により確立したのではなく、アメリカの「押し付け憲法」により成立したのではないかと、という不満の声によっても支えられているように感じます。

以上の①、②のふたつの側面が複雑に入り組んで、現代における改憲・護憲といった間の対立が生じているように感じられます。

もっとも、こうした議論は、日本固有の不幸にもなっているように感じられます。諸外国との比較で見えますと、アメリカでは、憲法自体への愛着が政治的指向を超えて強く、今の憲法体制を前提とする政治的対立が生じているように感じます。また、上記に見たフランスの場合、数多くの憲法典の入れ替え、数多くの憲法改正を経験したことに加えて、さらに憲法典改正無限界説が一般的に採られているとしてもなお、共和制自体への愛着があるように思います。これに対して日本の場合、

「日本国憲法」という法典を支えるレジーム自体が争いの軸になっている状況にあり、上記に見た②の段階における改憲をめぐる対立軸のままにあるように感じられます。

（4）近年の改憲論議の一例—参議院議員選挙における「合区」解消論

そうであるがゆえに、そうしたレジーム選択の対立軸ではなく、実際の機能的側面からの憲法改正論の意義も示されることはあります。他方で、このところ生じるいくつかの例では、それが本当に憲法典改正を経なければできないのかという別の問題が生じることもあります。以下では、私が最近興味を抱いている、参議院議員選挙区選挙における「合区」選挙区の解消をめぐる憲法改正論議を見ておきます。

「合区」とは、都道府県を基本的枠組みとする選挙区を採用するなかで、一部人口少数県を対象とする合区制度設計のことをいいます。私はこれを解消することが極めて重要だと考えております。しかし、合区解消をすることは、現行憲法のままでも難しくないと考えております。その方法としては、議員定数の増員や選挙制度の変更(比例代表、全国区制、ブロック制の採用、参議院における半数改選制度を利用した「1人区」の創設など)などが考えられるからです。また、憲法43条にいう「全国民の代表」をめぐる理解について一定の転換をし、参議院の地域を基盤とする代表としての性格を確保することも不可能ではないと考えております。そこで、合区を憲法改正で解消するべきという見解に対しては、合区解消したいのか、憲法改正をしたいのか、どちらを優先しているのかという点が気になるところです。

7. まとめにかえて一日仏の「憲法とその改革」比較から何を学ぶか？

以上、雑駁ではありますが、日仏における憲法とその改革について比較憲法的に観察してきました。以上を踏まえてどのようなことを学ぶべきか。これについては、まずは、①憲法をめぐる各国事情を知り、各国固有の悩みを学ぶことが必要かと思えます。他方で、②そうした各国間の比較を通じて一定の普遍的なものが見えてくるのかどうかを学ぶという姿勢も重要です。そうしたなかで、③憲法がどのような「法」であり、各国の事情のもとでどのような思いが込められているのかなどを確認し、その改革の意味を当該国の固有の事情と、各国に共通する部分とを行来しながら考えることが求められるのではないかと思います。